

令和元年高島市教育委員会
第9回定例会議事日程

日 時 令和元年9月25日(水)
午前10時00分

場 所

高島市役所 新館2階 教育委員会室

1. 教育長あいさつ
2. 令和元年第8回定例会議録の承認
3. 議事録署名委員の指名

委員 委員

4. 議事

- 日程第1 議第38号 平成30年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果報告書案
- 日程第2 議第39号 高島市文化財保存活用地域計画策定委員会設置要綱案
- 日程第3 議題40号 高島市文化財保存活用地域計画策定委員会委員の委嘱について
- 日程第4 議第41号 名勝朽木池の沢庭園整備基本設計検討委員会設置要綱案
- 日程第5 議第42号 名勝朽木池の沢庭園整備基本設計検討委員会委員の委嘱について

5. 報告事項

報告第33号 令和元年9月高島市議会定例会一般質問の概要について

6. 今後の日程

令和元年第9回定例会座席表

教育委員 川原林 正英	教育委員 小多 偕裕	教育長 上原 重治	教育委員 三矢 艶子	教育委員 田邊 栄美子
----------------	---------------	--------------	---------------	----------------

教育指導部長 川島 浩之	高島市役所新館 2階 教育委員会室 教育長 1 人 教育委員 4 人 説明員 10 人 事務局 2 人 <hr/> 合計 17 人	教育総務部長 北村 英明
学校教育課長 村田 秀俊		教育総務部次長 社会教育課長 川原林 剛
学事施設課長 辻 信孝		教育総務部次長 市民会館長 山本 純子
学校給食課長 長瀬 千恵美		教育総務課長 大塚 寿彦

教育総務課 主事 阿慈知 美佳	教育総務課 参事 上原 真哉			図書館長 玉木 健史	文化財課長 松田 邦幸
-----------------------	----------------------	--	--	---------------	----------------

事務局

入口

傍聴席

議第 38 号

平成 30 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果
報告書案

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 25 日

高島市教育委員会

教育長 上 原 重 治

平成 30 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価
結果報告書

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）
第 26 条の規定により、平成 30 年度教育に関する事務の管理及び執行の状
況の点検及び評価結果報告書を次のとおり作成することにつき、議決を求め
る。

記

別紙のとおり

議第39号

高島市文化財保存活用地域計画策定委員会設置要綱案

上記の議案を提出する。

令和元年9月25日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

高島市文化財保存活用地域計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 高島市の文化財の適切な保存と活用に係る地域計画を策定するため、高島市文化財保存活用地域計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 高島市文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」という。）の策定に係る検討および協議に関すること。
- (2) 地域計画の策定に係る調査および研究に関すること。
- (3) その他地域計画の策定にあたり必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 文化財を活用したまちづくり団体関係者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他教育長が必要と認める者

(任期)

3 委員の任期は、委嘱の日から地域計画の策定完了の日までとする。

(委員長および副委員長)

第4条 委員会に委員長および副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。ただし、委員の選任後最初に開催される会議は、教育長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会は、必要に応じて委員以外の者に対して会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育総務部文化財課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

<本要綱制定に伴う要綱の廃止>

高島市文化財保存活用地域計画策定委員会設置要綱の制定に伴い、高島市歴史文化基本構想策定委員会設置要綱（平成30年高島市教育委員会告示第13号）は、廃止する。

議第40号

高島市文化財保存活用地域計画策定委員会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和元年9月25日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

高島市文化財保存活用地域計画策定委員会委員の委嘱について

高島市文化財保存活用地域計画策定委員会設置要綱第3条の規定により、高島市文化財保存活用地域計画策定委員会委員に次の者を委嘱することにつき、議決を求める。

記

氏名	専門分野等	所属等
金田 章裕	人文地理 歴史地理	京都府立京都学・歴彩館 館長
高瀬 要一	庭園	元奈良文化財研究所 文化遺産部長
市川 秀之	民俗	滋賀県立大学人間文化学部 教授
深町加津枝	自然環境	京都大学大学院地球環境学堂 准教授
東 幸代	歴史	滋賀県立大学人間文化学部 教授
登谷 伸宏	建造物	京都工芸繊維大学デザイン・建築学系 准教授
足立 亨	文化的景観 まちづくり	針江・霜降の水辺景観まちづくり協議会 会長
海老沢 秀夫	文化遺産 まちづくり	高島市文化遺産活用実行委員会 委員長
平井 俊旭	観光振興 まちづくり	雨上株式会社 代表取締役社長

議第41号

名勝朽木池の沢庭園整備基本設計検討委員会設置要綱案

上記の議案を提出する。

令和元年9月25日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

名勝朽木池の沢庭園整備基本設計検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 名勝朽木池の沢庭園整備基本設計（以下「基本設計」という。）の作成にあたり、必要な検討を行うため、名勝朽木池の沢庭園整備基本設計検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本設計の作成に係る検討、協議および助言に関すること。
- (2) その他基本設計の作成にあたり必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地元関係者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、選任の日から基本設計が作成されるまでの間とする。

(委員長および副委員長)

第5条 委員会に委員長および副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長

が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。ただし、委員の選任後最初に開催される会議は、教育長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会は、必要に応じて委員以外の者に対して会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育総務部文化財課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

議第 4 2 号

名勝朽木池の沢庭園整備基本設計検討委員会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 2 5 日

高島市教育委員会

教育長 上 原 重 治

名勝朽木池の沢庭園整備基本設計検討委員会委員の委嘱について

名勝朽木池の沢庭園整備基本設計検討委員会設置要綱第 3 条の規定により、
名勝朽木池の沢庭園整備基本設計検討委員会委員に次の者を委嘱すること
につき、議決を求める。

記

氏 名	専門分野等	所 属 等
尼崎 博正	造園	京都造形芸術大学芸術学部 教授
高瀬 要一	庭園	元奈良文化財研究所 文化遺産部長
鈴木 久男	考古	京都産業大学文化学部 教授
野間 直彦	自然環境	滋賀県立大学環境科学部 准教授
石田 敏	地域史	元高島市文化審議会 委員
藤澤 悟	地元区民	朽木村井区 代表